様式第２号（第５条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付決定通知書

番号

年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事（公印省略）

　年　　月　　日付けで申請のあった　　　年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）第５条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第７条の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　円

２　支払方法　精算払

３　交付の条件

（１）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号）、埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和５年６月１９日決裁）に定めるところに従わなければならない。

（２）補助事業者は、要綱別表第１の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）（１）又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

（５）補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（６）補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても適正に管理運営しなければならない。

（７）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載し、他の経理と区分した帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から５年間整備しなければならない。

（８）知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。